

令和4年度

四街道市保育所設置・運営事業者募集要項

令和4年4月

四街道市健康こども部保育課

## 1 募集の趣旨

国の策定した「新子育て安心プラン」では、待機児童の解消を目指し、女性の就業率の上昇を踏まえた保育の受け皿整備、幼稚園やベビーシッターを含めた地域の子育て資源の活用等を推進しています。

当市には、現時点で保育所20か所、認定こども園2か所及び小規模保育事業所9か所がありますが、幼児の年齢によっては、保育所等の合計定員を超えて受け入れている状況であり、令和4年度に整備を行わない場合、待機児童が生じるおそれがあります。

この状況を受け、本要項により、市内に保育所を設置し、運営する事業者(以下「設置・運営事業者」といいます。)を募集することで、保育定員の充足を目指すこととしました。

## 2 用語の定義

本要項における用語の意義は、次に掲げる法律の例によるものとします。

- ① 児童福祉法(昭和22年法律第164号)
- ② 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)

## 3 対象施設及びその募集数

### (1) 対象施設

次の定員数を満たした上、児童福祉法第35条第4項に基づく認可を受けて令和5年4月1日に開設する保育所(賃貸物件を活用して整備を行うものに限ります。)とします。

- ・ 定員数:60人以上

[内訳:0歳:3人以上/1歳:8人以上/2歳:10人以上/3歳~5歳:各13人以上]

### (2) 対象施設の募集数

2か所とします。ただし、次の事項に留意してください。

- ・ 募集地域は市内全域としますが、本件選考にあたっては、設置予定地周辺の保育需要、交通状況等により加点又は減点することがあります。
- ・ 原則として既存の特定教育・保育施設との離隔をおおむね半径100m以上確保してください。当該離隔の確保ができない場合は、本件選考にあたり減点するものとします。
- ・ 設置予定地から一定の範囲内(風俗営業等を実施する施設の種類により異なります。)に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の適用を受ける施設が存在するときは、あらかじめ当該施設の所有者及び事業者並びに当該施設が入る建物の所有者からの同意を得てください。応募時点で当該同意を得られていない場合は、本件選考にあたり大幅に減点するものとします。

## 4 応募事業者の要件

応募事業者は、次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 令和4年4月1日現在、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を運営している者であること。
- (2) 自らが対象施設を設置し、運営する者であること。
- (3) 当市の保育施策の一翼を担う事業であることを十分理解し、当市が行う保育行政について積極的に協力できる者であること。

- (4) 対象施設を設置及び運営するために必要な経済的基礎を有する者であること。
- (5) 現に運営する施設等について、所管官庁の監査等により、重大な改善命令や指摘を受けていない者又は所管官庁の監査等により重大な改善命令や指摘を受け、それを是正した者であること。
- (6) その代表者を含め、国税等を滞納していない者であること。
- (7) 民事再生法に規定する再生手続きの開始、又は破産法に基づく破産手続きの開始決定を受けていない者又はこれらの手続きを申請していない者であること。
- (8) 四街道市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)第2条の規定による暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (9) (1)から(8)までのほか、社会福祉法(昭和26年法律第45号)、児童福祉法、子ども・子育て支援法、建築基準法(昭和25年法律第201号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、消防法(昭和23年法律第186号)、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第85号。以下「最低基準」といいます。)、四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第15号)その他関連法令及び通知並びに当市の指導等を遵守して保育所を設置・運営できる者であること。

## 5 整備元となる物件の要件

賃貸物件であって、次の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 最低基準及び本要項の要件を満たす保育所を整備できるものであること。
- (2) 確認済証及び検査済証が交付されており、現在においても、建築基準法による基準を満たすものであること。
- (3) 建築基準法上の用途が「保育所」であるか、開設日のおおむね1か月前までに「保育所」に用途変更できるものであること。この場合において、用途変更にあたり建築確認を要さない物件であるときは、建築基準法の基準を満たす旨の一級建築士による証明が提出できるものであること。
- (4) 新耐震基準(昭和56年6月施行)に基づくものであること。(耐震診断や耐震改修工事等により耐震基準を満たすことが確認されるものを含む。)
- (5) 原則として建物の賃貸借契約期間を開設日から起算して10年以上とするものであり、本件への申請時点で、貸主との間で賃貸借契約を締結することの合意が得られるものであること。
- (6) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下となるものであること。

## 6 その他整備に関する要件

- (1) 開設日のおおむね1か月前までに検査済証の交付を受ける(用途変更の場合は工事完了報告書を提出する)よう工事工程を組み、これを遵守すること。
- (2) 騒音等の環境面に配慮するとともに、近隣住民との調整、紛争解決など、応募事業者の責任において誠意を持って対応すること。
- (3) 送迎用駐車場(定員の1割以上の台数であるもの。)、駐輪場及びベビーカースペースを確保することとし、その周辺の安全確保に努めること。特に駐車場の出入口の位置、形状等については、学童、周辺住民等の安全を脅かすことのないよう、細心の注意を払い計画すること。

- (4) 敷地内に満2歳児以上の児童一人につき3.3㎡以上の専用の屋外遊戯場を設けること。  
当該遊戯場を設置できない場合は、本件選考にあたり**減点する**ものとします。
- (5) 定員の弾力化による受入れが可能となるよう、極力余裕を持った保育室等の整備に努めること。
- (6) 整備計画について市都市計画課、千葉県印旛土木事務所、所轄の消防署及び保健所等に相談し、本件整備に関する諸手続きの要否について確認の上、相談内容を議事録としてまとめ、市に報告すること。
- (7) 補助金交付の対象となる工事請負の契約等については、当市が行う契約手続の取扱いに準拠すること。また、工事請負業者を決定するにあたっては、自社ホームページにて適当な期間を設けて一般競争入札を実施する旨を公表した上で、一般競争入札を行うこと。この場合において、入札には市職員が立ち会うため、日程が決定した場合は遅滞なく市に連絡すること。
- (8) 入札の実施後に、その結果を当市へ速やかに報告すること。

## 7 運営に関する要件

- (1) 認可定員
  - ・ 3の(1)で示すもの
  - ※ 確認における利用定員については、地域の実情に応じて変更可能とします。また、本件募集は、設定された定員と同数の児童が入所することを約束するものではありません。実際の入所児童については、保育需要により変動することをご承知ください。
- (2) 保育対象
  - ・ 生後 57 日以上の乳児～5歳児
- (3) 開所時間
  - ・ 7:00～19:00(延長保育時間を含む。)
  - ※ 平日及び土曜日において、当該開所時間以上の開所時間を確保することを原則とします。
- (4) 休所日
  - ① 日曜日
  - ② 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
  - ③ 12 月 29 日から翌年の1月3日までの日(①②に掲げる日を除く。)- ※ 当該休所日に開所する(休日保育を実施する)場合は、本件選考にあたり**大幅に加**  
**点する**ものとします。
- (5) 事業実施期間
  - ・ 開設日から起算して 10 年以上
  - ※ 事業から撤退しようとする場合は、遅くとも撤退日の4か月前に当市と協議するものとします。
- (6) 経理
  - ・ 「社会福祉法人会計基準(平成28年厚生労働省令第79号)」及び「保育所の設置認可等について(平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知)」の内容に基づく会計処理
- (7) その他
  - ① 一時預かり事業(一般型)又は地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)を

施す場合は、本件選考にあたり**加点する**ものとします。

- ② 保護者会の設置を妨げることをしないよう運営するものとします。
- ③ 利用者に上乗せ徴収を求める場合は、あらかじめ当市と協議することとします。

## 8 応募申請手続きについて

### (1) 募集期間

- ① 事前審査(仮申請)期間
  - ・ 令和4年4月25日(月)～令和4年5月13日(金)
- ② 本申請期間
  - ・ 令和4年5月9日(月)～令和4年5月20日(金)

### (2) 提出書類

- ① 事前審査に要するもの
  - ・ 別紙「四街道市保育所設置・運営事業者応募申請書類一覧」に定める事前審査に要する書類 2部
- ② 本申請に要するもの
  - ・ 別紙「四街道市保育所設置・運営事業者応募申請書類一覧」に定める本申請に要する書類 9部(うち、正本1部及び副本8部)

※ 副本は正本の写しで構いません。

※ 当該書類の区分ごとにインデックスを付け、1部ずつA4ファイルに綴じてください。

※ 当該書類は、原則としてA4縦型かつ横書きで作成してください。ただし、図面はA3版で作成するものとします。

※ 市が必要と認めるときは、当該書類の提出後に追加書類の提出を求める場合があります。

※ 当該書類は返却しません。

※ 当該書類は、四街道市情報公開条例(平成9年条例第 19 号)の規定により取り扱います。

### (3) 提出場所

- ・ 四街道市役所本庁舎1階 健康子ども部保育課窓口(窓口番号 10-2)  
担当:学童・幼稚園係 塚本・松本

※ 事前に電話で日程調整を行った上、(2)の提出書類を持参してください。郵送等、持参以外の方法による提出はできません。

※ 募集期間を過ぎた後の申請及び事前審査を経ない本申請については、選考の対象としないので、ご注意ください。

### (4) 質問について

ご不明点、ご質問等がありましたら、四街道市ホームページにある「質問用紙」に記入の上、令和4年4月27日(水)までにEメールにより送信してください。原則として個別の回答は行わず、各事業者からの質問を取りまとめの上、5月6日(金)頃までに四街道市ホームページにて回答いたします。

## 9 設置・運営事業者の選考方法について

### (1) 選考方法

提出書類を基に書類審査及びヒアリング審査を行います。

なお、ヒアリング審査は、5月27日(金)から6月1日(水)までのいずれか1日で実施しますので、準備をお願いします。

## (2) 審査内容

大項目	小項目
事業者概要	応募動機 保育理念 事業者の運営実績、知識・経験 事業者の経営姿勢、財務状況 など
提案内容	土地の確保、施設の立地(保育環境・利便性) 施設整備の内容、工程管理 安全・衛生管理等 資金計画 職員体制、職員の育成・職員研修 保育内容、特別保育等への取組、危機管理体制 利用者への配慮、苦情対応 など
その他	地域住民等への説明 など

## (3) 設置・運営事業者の決定

設置・運営事業者は、書類審査及びヒアリング審査の結果を踏まえ市長が決定します。ただし、令和5年4月1日までに児童福祉法第35条第4項に基づく認可を受けることができない見込みとなったときは、当該決定を取り消すものとします。

## (4) 選考結果の通知

選考結果は、令和4年6月17日(金)までに応募事業者に通知します。

なお、応募数が募集数に満たない場合であっても、審査結果によっては、設置・運営事業者として決定しない場合があります。

## 10 地域住民等への説明

本件募集への申請に先立って、応募事業者自らが、設置予定地が所在する地区の区・自治会や近隣住民等に対し、保育所を設置する計画があることを丁寧に説明し、理解を得てください。(区・自治会の情報は、市自治振興課で確認してください。)また、説明を行う中でいただいたご意見などを参考に、提案内容に反映していただくなど、施設整備や開園後の運営に支障が出ることのないようにしてください。

なお、当該説明にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止の対応に努めていただくとともに、「四街道市の事業者公募に応募し、事業候補者として決定されることが条件であるため、事業化されない場合がある」旨を資料等に記載するなど、地域住民の誤解を招かないように十分注意してください。

当該説明の結果については、地元説明経緯個別調書(様式第13号)を作成するとともに、説明で使用した配布文書のサンプルを提出してください。

## 11 整備補助及び運営費補助について

保育所の整備に係る補助及び運営費に係る補助については、次のとおりです。

なお、補助制度の変更等により補助金額が変更となることがあります。また、場合によっては、補助金の交付ができなくなる場合もあります。

(1) 施設整備費関係

① 保育対策総合支援事業費補助金(市補助金)

整備費に対する市の補助金は、国庫補助である保育対策総合支援事業費補助金の「保育所等改修費等支援事業」を対象とした補助金の交付要綱等に基づき交付します。

ア) 対象経費

賃貸物件により、新たに保育所を設置するために必要な改修等にかかる費用

イ) 補助基準額(上限)

6,300万円(現時点の基準額)

ウ) 補助金額

補助基準額と補助対象経費を比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額(千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)

② 賃貸による保育所・小規模保育事業所緊急整備事業費補助金(千葉県補助金)

千葉県の単独補助事業であり、①の保育対策総合支援事業費補助金と併給が可能です。事業者から千葉県知事あてに交付申請しますが、市を経由して事務手続きを行います。

※ ②の補助金の交付申請には千葉県の事前協議を経た上での内示が必要です。内示前着手は例外なく認められませんので、ご注意ください。

(2) 給付費(委託費)関係

国の示す公定価格によります。(地域区分10/100)

このほか、運営費に係る補助金として、四街道市私立保育所等保育士配置改善事業等補助金及び四街道市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金があります。

12 その他注意事項

(1) 誤字脱字等の修正を除き、原則として提出された資料の内容の変更は認めません。ただし、市が必要と認めたときには、追加資料等の提出、内容の再説明等を求める場合があります。

(2) 応募に係る一切の経費は、選考結果に関わらず応募事業者の負担とします。

(3) 応募を取り下げ、又は辞退する場合は、書面(様式は任意)に理由を明記し、提出するものとします。

なお、提出された応募書類は、理由の如何に関わらず返却いたしません。

(4) 次のいずれかに該当する場合は、応募事業者として失格となる場合があります。

① 応募書類等が本募集要項で定めた条件を満たさない場合

② 応募書類等に虚偽の記載があった場合

③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

④ その他、関係法令及び本募集要項に違反すると認められる場合

(5) 整備にあたり、必要となる行政上の手続きについては、事前に関係機関と相談の上、確認を行ってください。

(6) 設置・運営事業者として決定される前に対象施設に勤務する職員を募集することは妨げませんが、当該募集にあたっては、対象施設の設置は計画段階であり、本件選考の結果によっては、中止となる可能性があることを明示してください。

- (7) 設置・運営事業者として決定された以降の計画変更は、原則として認めませんが、サービスの向上につながるものや、施設の実施設計に伴う軽微な変更で審査に影響を与えないものその他やむを得ない理由により変更が必要なものについては、当市と協議の上認める場合があります。
- (8) 設置・運営事業者において、提出書類に記載された事項に虚偽事項若しくは重大な違背行為があると認めるときは、設置・運営事業者としての決定を取り消すことがあります。この場合において、設置・運営事業者が既に要した費用の弁済を市へ求めることはできないものとします。
- (9) 本要項に定めのない事項又は本要項への疑義が生じたときは、別途協議により定めるものとします。

### 13 問合せ先

〒284-8555

四街道市鹿渡無番地

四街道市健康こども部保育課 学童・幼稚園係

担当:塚本・松本

電話:043-379-5617

FAX:043-424-2011

Eメール:yhoiku@city.yotsukaido.chiba.jp